

硫黄酸化物の排出量明細書

1 指定事業所における硫黄酸化物の量の排出許容限度等

項	目	数	値
排出許容限度 Q	(Nm <sup>3</sup> /h)		15.34
重油換算使用量	W (kl/h)		0
	Wi (kl/h)		9.03

指定事業所における全ての排煙を発生する施設について記入してください。

2 指定事業所における排煙を発生する施設別の硫黄酸化物の排出量等

排煙を発生する施設の名称	硫黄酸化物の排出量 (Nm <sup>3</sup> /h)	原料及び燃料の種類	原料及び燃料の使用量 (l/h又はkg/h)	原料及び燃料中の硫黄含有率 (%)
GT-1	0.24	灯油	灯油：7,640l/h	灯油：0.005
1号焼却炉	0.29	一般廃棄物	原料：4,167kg/h (重油換算：695l)	原料：0.01
2号焼却炉	0.29	一般廃棄物	原料：4,167kg/h (重油換算：695l)	原料：0.01

「q」とは、個々の排煙を発生する施設から排出される硫黄酸化物の量をいい、燃料の燃焼による場合は、次式により算出されるものをいいます。

$$q = w \times d \times \text{燃料中の硫黄含有率}(\%) \times 0.007$$

(1) 「w」とは、個々の排煙を発生する施設を定格能力で使用する場合の1稼働時間当たりの原料及び燃料の使用量をいいます。

(2) 「d」とは、燃料の比重をいい、液体燃料にあつては0.9、固体燃料にあつては1とします。

重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定してください。

種類	重油10リットルに相当する量
液体燃料	10l
ガス燃料	16Nm <sup>3</sup> /h
固体燃料	16kg
廃棄物	60kg

計	0.82		9,030l/h	
---	------	--	----------	--

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 燃料中の硫黄含有率の根拠を明らかにする書類 <input checked="" type="checkbox"/> 原料及び燃料の使用量の根拠を明らかにする書類
------	---

- 備考 1 「Q」、「W」及び「Wi」とは、別表第2に定めるものをいいます。
- 2 2は、指定事業所における全ての排煙を発生する施設について記入してください。
- 3 「硫酸化物の排出量」とは、個々の排煙を発生する施設を定格能力で運転する場合に当該施設から排出される硫酸化物の量をいいます。
- 4 添付書類の欄には、添付した書類については口内に $\surd$ 印を記入してください。

「Wi」とは、(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量をいいます。

(1) 事業所に昭和62年9月10日(ガスエンジンにあっては、平成3年2月1日)以後新たに設置された全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設(昭和62年9月10日前から設置の工事がされているものを除く。)において使用される原料及び燃料の量を重油に換算した量(単位k1/h)の合計量

(2) 事業所に設置されている全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設のうち、昭和62年9月10日以後に構造等の変更がされた全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設(同日前から構造等の変更の工事がされているものを除く。)において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量(単位k1/h)の合計量

「W」とは、事業所に昭和62年9月10日(ガスエンジンにあっては、平成3年2月1日)前から設置されている全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設(昭和62年9月10日前から設置の工事がされているものを含む。)において使用される原料及び燃料の量(同日前から構造等の変更の工事がされている指定施設にあっては、当該変更後にしようされる原料及び燃料の量をいう。)を重油の量に換算した量(単位k1/h)の合計量をいいます。

「Q」とは、指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所において排出することができる硫酸化物の量(単位 Nm<sup>3</sup>/h)をいいます。

横浜市、川崎市及び横須賀市の区域以外の区域

(指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所)

<p>1 一の事業所に設置されている硫酸化物を発生する全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を施行規則別表第2中2備考5に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量が1時間当たり1.0キロリットル以上である場合</p>	$Q=4.0W^{0.926}+2.0\{(W+Wi)^{0.926}-W^{0.926}\}$
<p>2 硫酸化物を発生する指定施設を設置する指定事業所および法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所であって、1に掲げる場合以外の場合</p>	$Q=4.5W+3.2Wi$